

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特定事業用資産の明細書

この明細書は、相続又は遺贈により取得をした個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける特定事業用資産の明細を記入します。
租税特別措置法第 70 条の 6 の 9 の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず第8の6表の付表2又は第8の6表の付表2の2を使用してください。

1 特定事業用資産に係る事業				
① 屋号		⑥ 個人事業承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 業種名			確認年月日	年 月 日
③ 特例事業相続人等の開業届出書提出年月日	年 月 日		確認番号	
④ 特例事業相続人等の青色申告の承認申請書の提出年月日	年 月 日	⑦ 円滑化法の認定の状況	認定年月日	年 月 日
⑤ 相続開始の時ににおける常時使用従業員数	人		認定番号	

(注) この欄の書きかた等については裏面をご覧ください。

2 特定事業用資産の明細	
この欄は、被相続人等の事業の用に供されていた資産（相続開始日の前年分の事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第 25 条の 2 第 3 項の規定の適用に係るもの）に限ります。）の貸借対照表に計上されているものに限ります。）について記載してください。 この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。	

(1) 宅地等				
① 所在場所	② 面積	③ 価額	④ ②のうち、特例の適用を受ける面積	⑤ ④に係る価額
	㎡	円	㎡	円
⑥ 特例の適用を受ける宅地等の価額の合計額				イ

(2) 建物				
① 所在場所	② 面積	③ 価額	④ ②のうち、特例の適用を受ける面積	⑤ ④に係る価額
	㎡	円	㎡	円
⑥ 特例の適用を受ける建物の価額の合計額				ロ

(3) 減価償却資産			
① 名称	② 所在場所	③ 面積	④ 価額
		㎡	円
⑤ 特例の適用を受ける減価償却資産の価額の合計額			ハ

(注) この欄の書きかた等については裏面をご覧ください。

3 事業を行っていた者に関する事項		
この欄は、被相続人が2の特定事業用資産に係る事業を行っていた者と生計を一にする親族である場合に、その事業を行っていた者からの特例事業相続人等の当該事業に係る資産の取得に関する事項等について記入します。		

① 事業を行っていた者の氏名	② ①の者からの取得の原因	③ 取得年月日
	贈与・相続等	年 月 日

4 最初の申告書の提出に関する事項			
この欄は、特例事業相続人等が贈与又は相続等により取得した2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた他の資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の6の10）」の規定の適用を受け又は受けようとしている場合において、これらの規定の適用に係る最初の贈与税又は相続税の申告書の提出期限がこの申告書の提出期限前に到来するときに、その最初の申告書に係る事項を記載します。			

① 贈与者又は被相続人の氏名	② ①の者からの取得の原因	③ 取得年月日	④ 最初の申告書に係る税務署名
	贈与・相続等	年 月 日	署

5 特例事業用資産の価額（イ＋ロ＋ハ）			A	円
---------------------	--	--	---	---

(注) A欄の金額を第8の6表の「1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の6表の付表1のほか、第8の6表の付表2又は第8の6表の付表2の2の作成がある場合には、各付表のA欄の合計額を第8の6表の「1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

※税務署整理欄	入力		確認			
---------	----	--	----	--	--	--

※の項目は記入する必要がありません。

《 書 き か た 等 》

1 「1 特定事業用資産に係る事業」欄

- (1) 特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。
- (2) ⑤欄の「常時使用従業員数」は、特定事業用資産に係る事業に従事する従業員であって次に該当する者の数を記入してください。
 - イ 厚生年金保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
 - ロ 船員保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限ります。）
 - ハ 健康保険法に規定する被保険者（保険者等の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
 - ニ 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者で2か月を超える雇用契約を締結しているもの（イに掲げる者を除きます。）
- (3) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項第3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (4) ⑦欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。

2 「2 特定事業用資産の明細」欄

- (1) (1)③、(2)③及び(3)④の「価額」欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。
- (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等を被相続人から相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した者が1人でない場合、又はその対象となり得る建物を被相続人から相続等により取得した者が1人でない場合等については、第8の6表の付表3等に「特例の適用に当たっての同意」を記入してください。
- (3) (1)④及び(2)④の面積については、第8の6表の付表3により限度面積の判定を行ってください。

3 「3 事業を行っていた者に関する事項」欄

- (1) ①欄は、上記2の特定事業用資産に係る事業を行っていた者の氏名を記載します。
- (2) ②欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、特定事業用資産に係る事業を行っていた者からその事業の用に供されていた資産を取得した年月日を記載してください。
なお、被相続人が特定事業用資産に係る事業を行っていた者でない場合（事業を行っていた者と生計を一にする親族である場合）には、その被相続人から相続等により取得した資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予又は免除」の適用を受けるには、その相続等による取得が、令和10年12月31日までの取得で、その事業を行っていた者からその資産の取得をした日から1年を経過する日までの取得に限られます。

4 「4 最初の申告書の提出に関する事項」欄

- (1) ①欄は、上記2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について最初に申告書の提出期限が到来する贈与税又は相続税に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- (2) ②欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ④欄は、上記2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、最初に申告書の提出期限が到来する贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。